第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第３３８７号
東京都千代田区神田神保町１丁目19番地　すずらん通りＴ＆Ａビル３Ｆ
破産者　有限会社いのは画廊
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３９１号
東京都板橋区板橋１丁目45番１号
破産者　有限会社クリップスクリエイト
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４０４号
東京都品川区二葉３丁目22番９号
破産者　株式会社ホシコーポレーション
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４４５号
東京都目黒区目黒本町６丁目17番１号
破産者　株式会社ダイレン
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４５５号
東京都練馬区桜台２丁目25番７―102号
破産者　アルファスター株式会社
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４５６号
東京都東久留米市下里７丁目８－１―202
破産者　岡田　秀美
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４９４号
東京都北区田端新町１丁目11番10号
破産者　株式会社樋口商店
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６４１号
東京都台東区柳橋１丁目８番５号
破産者　株式会社ヒグチエンタープライズ
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６４２号
神奈川県横須賀市船越町６丁目61―３―502
破産者　樋口　欣也
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６４３号
神奈川県横須賀市船越町６丁目61―３―502
破産者　樋口　弘美（旧姓志村）
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５５号
東京都世田谷区大蔵３丁目５番28―103号
破産者　ビツカース工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５６号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―28―103
破産者　横堀美喜雄
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５７号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―28―103
破産者　横堀　節子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５８号
埼玉県八潮市緑町３丁目６－９―102
破産者　横堀　　聡
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５９号
埼玉県八潮市緑町３丁目６－９―102
破産者　横堀　裕子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７４３号
東京都新宿区住吉町11番１号
破産者　有限会社ケーツー・アド
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７４４号
東京都千代田区内神田２丁目８番14号
破産者　第一案内広告株式会社
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２８１号
東京都八王子市南大沢５丁目16－１―403
破産者　仲佐　忠治
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３０４号
東京都江東区東砂４丁目１―19―804
破産者　岡　　千里
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８３１号
茨城県北茨城市磯原町大塚759―１
破産者　松本　健太
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９５９号
東京都葛飾区東四つ木３丁目14―13―208
破産者　井坂四志夫
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９６０号
東京都足立区中央本町３丁目９―24―202　Ｂ棟
破産者　井坂　浩美
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９９２号
東京都杉並区高円寺北３丁目６―12　靖荘１
破産者　杉岡　博隆
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部